

## 臨時職員登録制度要領

南島原市では、臨時職員を登録制度により募集します。この制度は、臨時的かつ緊急な職務に対応するため、働きたい期間や職種などの条件をあらかじめ登録していただき、登録された方の中から条件に合う方を選考し任用するものです。ただし、登録により必ず採用されるとは限りません。

※民間企業において職員を採用する場合は「雇用」といいますが、公務員を採用する場合は「任用」といい、行政行為となります。

1. 登録の有効期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2. 申込の受付期間 平成27年2月27日まで  
(上記募集期間以降でも随時受け付けます。)

### 3. 応募資格

〔共通項目〕

- ①日本国籍を有する南島原市内に在住する人で、申請日時点で18歳以上の人
- ②職務遂行上支障のない良好な健康状態で自力で通勤ができる人
- ③地方公務員法の欠格事由に該当しない人

〔個別項目〕

- ①パソコンで文書作成や表計算ができる人
- ②看護師、保健師、保育士、幼稚園教諭、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士などの資格免許等を有する人または調理員
- ③草払機を所有し使用することができる人または除草、発掘などの作業ができる人

※地方公務員法第16条の欠格条項（抜粋）

- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・南島原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 4. 業務内容

- ①一般事務…パソコンによる書類作成、データ入力などの事務補助
- ②有資格者等…看護師等それぞれの専門的業務
- ③草刈等作業員

### 5. 賃金

- ①一般事務…時給710円
- ②有資格者
  - ・保健師、管理栄養士など…時給1,010円
  - ・看護師、保育士、幼稚園教諭、栄養士、歯科衛生士…時給910円
  - ・調理員…時給710円
- ③草刈等作業員…時給1,010円（草払機等持込、替刃・燃料など自己負担）  
時給710円～810円

※本単価は平成26年4月1日現在のものであり、賃金改定等により賃金単価が変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※勤務時間や任用期間により、社会保険及び雇用保険が適用になる場合があります。

※任用期間は、原則として6カ月以内です。

## 6. 応募方法

必要事項を記入、写真を貼付した「登録申請書」を持参または郵送により人事課（西有家庁舎2階）に提出してください。登録申請書は、人事課、各支所及び市のホームページで入手できます。

※登録申請書は、返却いたしません。登録有効期間が終了した後、市で適正に破棄処分いたします。

## 7. 採用までの手順

①登録申請書提出 → ②臨時職員に登録 → ③募集発生 → ④書類選考  
→ ⑤募集部署から連絡 → ⑥履歴書等必要書類の提出 → ⑦採用

臨時職員の募集が発生した場合には、登録していただいた方の中から条件にあった方を書類選考の上、募集部署から登録していただいた方へ直接ご連絡します。（電話または文書で勤務条件や内容等を説明します。）その後、履歴書などの必要書類を提出していただき採用となります。

## 8. 注意事項

- ①臨時職員の登録は、あくまで登録であり、採用を約束したものではありませんので、待機中の求職活動等に制限はありません。
- ②任用は、選考によるものであり、登録順ではありません。募集が発生しないときや、登録人数との兼ね合い、書類選考を行うなどの理由により、登録された方でも臨時職員に採用されない場合があります。
- ③採用時期についても事前にお約束することはできません。
- ④募集する臨時職員の職種によっては、登録制度とは別に広く一般募集を行う場合があります。その場合、市の広報紙、ホームページ等でお知らせいたします。
- ⑤任用期間中の身分は、「地方公務員」になり、守秘義務や職務専念義務が課せられます。また、勤務不良等に該当する場合には、任用期間中でも免職とします。
- ⑥登録有効期間中に他で就職されたなどの理由により、臨時職員の任用を希望されなくなった場合には、提出先（人事課）へお電話などで必ずご連絡ください。

## 9. 問い合わせ先・登録申請書提出先

南島原市役所 総務部 人事課

〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2

TEL 050-3381-5021 FAX 0957-82-3086